

令和 6 年 2 月 定例総会議事録

日 時 令和 6 年 2 月 29 日（木） 午前 9 時 30 分～午後 10 時 40 分

場 所 第 1 別館 大会議室

農業委員

会長	春 口 隼 人	会長代理	東 原 安 雄	3	棚 橋 道 夫	4	吉 村 昭 生
5	小 畠 利 春	6	上 仮 屋 博	7	大 山 竹 子	8	高 田 春 男
9	河 野 雄 二	10	田 原 尚 紀	11	種 子 田 勝	12	瀬 戸 山 博 好
13	谷 之 木 信 弘	14	大 部 実 男	15	下 沖 秀 人	16	倉 菌 嘉 枝 子
17	石 川 文 男	18	松 田 ま り 子	19	長 瀬 茂 弘		

農地利用最適化推進委員

20	井 上 亘	21	上原 都由子	22	新 田 敏 文	23	高 岩 昭 市
24	池 井 周 造	25	中 山 敏 章	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	内 一 幸	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	井 野 実	34	大 久 津 和 幸	35	栗 水 流 峯 一
36	谷 口 和 巳	37	福 本 正 三	38	四 位 正 生		

欠席 高岩 昭市・内 一幸・四位 正生

事務局

事務局長	藤 崎 浩 一	主 幹	竹 内 秀 次	主 幹	西 原 学	主 査	橋 谷 理 己
主 査	宮 田 衣 美	主 査	宮 永 昌 和				

議 題

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について

議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について

議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（使用貸借）

議案第 12 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（貸貸借）

議案第 13 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（所有権）

議案第 14 号 農用地利用集積等促進計画について

議案第 15 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について

議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について

議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による地上権の権利の設定許可申請書進達について

議案第 18 号 非農地証明願い承認について

事務局 皆様、おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 19 名、推進委員 16 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。
はじめに 2 月の行事实績と 3 月の行事予定を報告します。

(2 月の行事实績と 3 月の行事予定の報告)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆さん、おはようございます。それでは、令和 6 年 2 月期の定例総会を只今より開会します。よろしくお願いいたします。

事務局 本日は報告が第 3 号の 6 件、議案が第 9 号から第 18 号までの 86 件
合計 92 件でございます。
それでは農業委員会第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いします。

議長 それでは、議長を務めさせていただきます。
議事に入る前に今月の議事録署名を 15 番下沖委員と 18 番松田委員にお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

(報告第 3 号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。
議案第 9 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第9号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可について
下記のとおり農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから許可するものとする。

(議案第9号1番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番。

8番 今月の農地法3条の事前審査を第3小委員会に付託されましたので2月19日に、審査会を実施しました。その結果を報告します。
議案第9号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請についてです。
1番、申請地を借受け、規模拡大を図るものです。期間は5年間です。
以上1件、審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第9号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。
続きまして議案第10号農地法第3条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第10号農地法第3条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 10 号 1 番朗読、他 12 件省略)

議長 ありがとうございました。
 ここで、1 番が〇〇委員に関する議案ですので、〇〇委員には退席をお願いします。

(〇〇委員 退出)

議長 ありがとうございました。では、審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 10 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可の申請についてです。
1 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 78,534 円。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。1 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。

(〇〇委員 入室)

議長 〇〇委員に報告します。案件について許可することに決定しました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 それでは他の案件について審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 引き続き議案第 10 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可の申請についてです。
2 番、母からの贈与を受けるものです。

3 番、父からの贈与を受けるものです。
4 番、義弟からの贈与を受けるものです。
5 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 379,147 円。
6 番、知人からの贈与を受けるものです。
7 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 103,220 円。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 今月の野尻町区分です。事前審査を第 1 小委員会に付託されましたので 2 月 21 日に行いました。その結果を報告します。
8 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 172,414 円。
9 番、親戚からの贈与を受けるものです。
10 番、知人からの贈与を受けるものです。
11 番、父からの贈与を受けるものです。
12 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 230,627 円。
13 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 167,560 円。
小委員会としては計画とおり承認することに決定しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 10 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定をします。
続きまして議案第 11 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（使用貸借）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 11 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を作成したので計画とおり決定する。

（議案第11号１番朗読、他２件省略）

議長 ありがとうございます。では、審査報告をお願いします。

（８番挙手）

議長 はい、８番。

８番 議案第11号農業経営基盤強化促進法（使用貸借）について報告します。
１番、10年間です。再設定です。農業者年金受給のためです。
２番、10年間です。農業者年金受給のためです。
３番、10年間です。再設定です。農業者年金受給のためです。
委員会としましては、計画とおり決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第11号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を作成したので計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので計画とおり決定をします。続きまして議案第12号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）附則第５条第１項の規定による決定について（賃貸借）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第12号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）附則第５条第１項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を作成したので計画とおり決定する。

(議案第 12 号 1 番朗読、他 10 件省略)

議長 ありがとうございました。
ここで、3 番が〇〇委員に関する議案ですので、〇〇委員には退席をお願いします。

(〇〇委員 退出)

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 12 号農業経営基盤強化促進法（賃貸借）の 3 番について報告します。
3 番、10a あたり 5,489 円、3 年間です。
委員会としましては、計画とおり決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。3 番について計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。

(〇〇委員 入室)

議長 〇〇委員に報告します。案件について計画とおり決定することに決定しました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 それでは他の案件について審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 12 号農業経営基盤強化促進法（賃貸借）を報告します。
1 番、10a あたり 5,000 円、5 年間です。
2 番、10a あたり 5,000 円、5 年間です。
4 番、10a あたり 5,495 円、3 年間です。

5 番、10a あたり 10,000 円、5 年間です。
6 番、10a あたり 8,609 円、5 年間、再設定です。
7 番、10a あたり 7,075 円、5 年間、再設定です。
8 番、10a あたり 5,874 円、5 年間、再設定です。
9 番、10a あたり 44,903 円、20 年間、再設定です。
10 番、10a あたり 4,050 円、10 年間、再設定です。
11 番、10a あたり 14,000 円、5 年間、再設定です。
委員会としましては、計画とおり決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 12 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定をします。
続きまして議案第 13 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（所有権）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 13 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画とおり決定する。

(議案第 13 号 1 番朗読、他 24 件省略)

議長 ありがとうございます。
ここで、12 番 13 番が〇〇委員に関する議案ですので、〇〇委員には退席をお願いします。

(〇〇委員 退出)

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 13 号農業経営基盤強化促進法等改正法農用地利用集積計画（所有権）について報告します。

12 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 150,000 円。

13 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 150,000 円。

委員会としましては、計画とおり決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。12 番、13 番について計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。

(〇〇委員 入室)

議長 〇〇委員に報告します。案件について計画とおり決定することに決定しました。

〇〇委員 ありがとうございます。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 13 号農業経営基盤強化促進法等改正法農用地利用集積計画（所有権）について報告します。

1 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 527,433 円。

2 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 13,154 円。

3 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 134,100 円。

4 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 10,684 円。

5 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 133,690 円。

6 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 207,254 円。

7 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 151,899 円。

8 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。

9 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 53,191 円。

10 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 62,972 円。
11 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 164,474 円。
14 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 275,989 円。
15 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 100,000 円。
16 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 60,386 円。
17 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 30,175 円。
18 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 187,793 円。
19 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 200,000 円。
小委員会としては計画とおり決定することにしました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番

3 番 議案第 13 号農業経営基盤強化促進法等改正法農用地利用集積計画（所有権）についての野尻町区分です。
20 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 190,756 円。
21 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 162,602 円。
22 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 251,636 円。
23 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 250,000 円。
24 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 219,298 円。
25 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 149,922 円。
小委員会としては計画とおり決定することにしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 13 号農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画(所有権)を計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定します。
続きまして議案第 14 号農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 14 号農地利用集積等促進計画について
下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農
用地利用集積等促進計画（中間管理事業）を作成したので計画通り承認する。

（議案第 14 号 朗読）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（8 番 挙手）

議長 はい、8 番

8 番 議案第 14 号農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）です。
小林地区については 6 件、田が 8,151 m²、畑が 12,365 m² 計 20,516 m²です。
審査の結果、計画とおり承認することにしました。報告を終わります

（3 番 挙手）

議長 はい、3 番

3 番 議案第 14 号農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）野尻町区分です。
野尻町地区、15 件、田が 40,201 m²、畑が 9,613 m²、計 49,814 m²です。
審査の結果、中間管理事業の案件のことから計画通り承認することにしました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第 14 号農用地利用集積等促進計画について計画とおり承認することに賛成の
方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので計画とおり承認します。
続きまして議案第 15 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてを議題と
します。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 15 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達
するものとする。

(議案第 15 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番

5 番 議案第 15 号農地法第 4 条の事前審査を第 2 小委員会に付託されましたので 2 月 20
日に、審査会を実施しました。
1 番、須木鳥田町夏木です。転用理由がキャンプ場、駐車場です。
審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 15 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について意見書を付して進達
することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。
続きまして議案 16 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について
を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 16 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書
を付して進達するものとする。

(議案第 16 号 1 番朗読、他 2 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番

5 番 議案第 16 号農地法第 5 条の事前審査を第 2 小委員会に付託されましたので 2 月 20 日に、審査会を実施しました。

1 番、堤西ノ原です。転用理由は一般個人住宅、露天駐車場です。

2 番、細野湾津です。転用理由は通路です。

審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番

3 番 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請野尻町区分です。

3 番、野尻町東麓大平山です。転用の理由は牛舎、堆肥舎、農業用倉庫です。

審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 16 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。

続きまして議案第 17 号農地法第 5 条の規定による地上権の権利の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 17 号農地法第 5 条の規定による地上権の権利の設定許可申請書進達について

下記のとおり農地法第 5 条の規定による地上権の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 17 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 17 号農地法第 5 条の規定による地上権の権利の設定許可申請についてです。
1 番、真方中嶋です。転用の理由は太陽光発電所設置です。
小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 17 号農地法第 5 条の規定による地上権の権利の設定許可申請書進達について
意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。
続きまして非農地証明願い承認についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 18 号非農地証明願い承認について
下記のとおり非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第 18 号 1 番朗読、他 6 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 18 号非農地証明願い承認についてです。

1 番、須木奈佐木橋谷です。調査事項は山林です。
2 番、北西方牟田前です。調査事項は原野です。
3 番、南西方杉玉の二ヶ所です。調査事項は原野です。
4 番、北西方弓場成の二ヶ所です。調査事項は原野です。
5 番、東方梶ノ場です。調査事項は原野です。
6 番、南西方出ノ山です。調査事項は山林です。
小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 議案第 18 号野尻町区分について報告をします。
7 番、紙屋の漆野原、調査事項は山林です。1 種農地です。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 18 号非農地証明願いを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定をします。
以上で本日の総会を終了します。
ありがとうございました。

閉議 午前 10 時 40 分

令和 6 年 2 月 29 日 定例総会

議事録署名

_____ ㊞

_____ ㊞